

通知日 年 月 日

カンセイホーム石垣(株) 御中

賃貸借解約通知書

私が賃借しております下記物件の賃貸借契約を解約したく、通知申し上げます。なお、解約日を過ぎても下記物件を明渡ししない場合、貸主に対する損害賠償責任が生じることを承知しています。

記

【物件の住所・部屋番号】 石垣市 _____

【賃借人】 氏名 _____ 印

電話 _____

【通知人】（※賃借人と違う場合のみ要記入）

氏名 _____ 印 住所 _____

電話 _____

【解約日】 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ←通知日から最短で 30 日後

【退去予定日】 _____ 年 _____ 月 _____ 日 立会希望時間 (_____ : _____)

【敷金・家賃返金口座】

(備考)

退去日までに行っていただくこと

- ①電気・水・ガスに転居の連絡をして下さい。料金の滞納があると敷金精算できません。
- ②破損や故障がある場合は、あらかじめお伝えください。退室後すぐに次のお客様に貸出できない場合、損害賠償を請求いたします。ご注意ください。
- ③火災保険の解約依頼をしてください。保険期間に応じて返金があります。

カンセイホーム受付日

受付者

解約手続きについてのご案内

郵便物について

退去後に届いた郵便物のお取り扱いにつきましては当社では責任を負いかねますので、郵便局にて転送手続きをおこなってください。(インターネットでもお手続きできます。)

日本郵便 e 転居 (<https://welcometown.post.japanpost.jp/etn/>)

鍵の返却について

お部屋の鍵の返却につきましては、原則として立会い時にご返却戴くようお願いしておりますが、どうしても都合がつかない場合には、簡易書留郵便または宅急便にてお送り下さい。尚、お客様が鍵を紛失された場合は、シリンダー交換をお客様のご負担にて行わせていただきます。

○送付先 〒907-0003 沖縄県石垣市平得128-3

カンセイホーム石垣櫛

ゴミの処分について

お引越しの際にでた多量のゴミや粗大ゴミ等を一度に敷地内のゴミ置き場に出しますと、他の居住者がゴミ置き場を利用できなくなりますのでご注意ください。また、粗大ゴミを出す際は必ず石垣市環境課に連絡をし、指示に従って処分して下さい。粗大ゴミの回収は予約制ですので、余裕を持ってご連絡ください。

○石垣市環境課 粗大ゴミ専用ダイヤル 0980-87-5374

車庫証明を取得されている方

貸室住所で車庫証明を取得されている方は、転居先で新たに車庫証明書の交付を受けて下さい。登録の車を廃車や車を売買して名義変更があった場合は抹消登録を警察署にて行って下さい。車庫証明の抹消が確認できませんと、賠償請求等に繋がりますのでご注意ください。

費用負担について

空室確認後、賃貸借契約に基づいて手続きさせていただきますが、お客様にて破損して箇所の修理、汚れ、しみ、ほこり、ゴミの処理等はおお客様のご負担となります。

また、室内全体のクリーニングの費用は使用の長短にかかわらず最低限必要となります。

敷金精算について

お客様への敷金の返金は補修・クリーニング等の債務の話合いが貸主との間で成立した後になりますので、解約日より1ヶ月程度かかります。